

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年9月28日，平成28年3月4日及び同年9月1日（平成27年（行情）諮問第584号，平成28年（行情）諮問第211号及び同第528号）

答申日：平成29年4月18日（平成29年度（行情）答申第11号，同第13号及び同第17号）

事件名：「工兵ジャーナル」の開示決定に関する件（文書の特定）
「工兵ジャーナル」の一部開示決定に関する件
「工兵ジャーナル」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『磨輝絆』（2014.10.14－本本B928で特定された後の全て）＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，次の2文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

文書1 工兵ジャーナル 第25巻 平成26年11月14日

文書2 工兵ジャーナル 第26巻 平成27年1月30日

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年5月29日付け防官文第8915号及び同年11月18日付け防官文第18209号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求めるものである。

本件対象文書には部隊保存専用データ及び隊員個人で保存可能なデータの双方が存在するので、そのいずれについても特定を求める。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）意見書

ア 処分庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが平成28年7月1日付け書状及び同月15日付け書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、処分庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、

変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報について開示決定等やり直すべきである。

イ 諮問庁の説明は以下の点で矛盾する。

「ダウンロード専用のデータ」は「顔写真なし」のはずである。

諮問庁の説明は文書2に記載されている「『工兵ジャーナル』・『掛橋』を活用する上での注意事項」（以下「注意事項」という。）と矛盾する。「注意事項」での記載によれば、「ダウンロード専用のデータ」は「顔写真なし」のはずである。しかし実際には本件対象文書には顔写真が存在し、不開示とされている。この点から本件対象文書は「ダウンロード専用のデータ」ではないと思われる。

「ダウンロード専用のデータ」は隊員個人で保存（保有）可能である。「注意事項」に記載されているとおり、「ダウンロード専用のデータ」は隊員個人が保存（保有）可能である。したがって不開示情報が「ダウンロード専用のデータ」に含まれているということもあり得ないはずである。

以上の点から諮問庁の説明は支離滅裂であり、不開示とする理由は存在しないといえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『磨輝絆』（2014.10.14－本本B928で特定された後の全て。）＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、本件開示請求に対し本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用して平成27年11月20日まで開示決定等の期限を延長し、まず、同年5月29日付け防官文第8915号により、本件対象文書それぞれの表紙及び目次について開示決定を行った後、同年11月18日付け防官文第18209号により、残余の部分について法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

2 文書特定について

本件開示請求にある「2014.10.14－本本B928」とは、「磨輝絆」の開示を求める平成26年10月9日付け別件開示請求の受付番号であり、当該開示請求に対して「工兵ジャーナル」の第23巻及び第24巻を特定していることから、その後本件開示請求を受理するまでの間に発行された文書1及び文書2を本件開示請求に該当する行政文書として

特定した。

なお、「磨輝絆」は「工兵ジャーナル」の旧称である。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊の施設科の発展充実を図ることを目的として、陸上自衛隊施設学校が発行している部内誌であり、関係部署から電子メールで得た情報を電磁的記録として編集の上、PDFファイルに変換する方法で作成しており、PDFファイルの作成後は電子メール等の情報及びこれを編集した記録は廃棄している。

4 本件対象文書のデータについて

本件対象文書には、記事投稿者の紹介のため顔写真を載せた「HP閲覧・部隊保存専用データ」と、隊員個人が保存（保有）可能な顔写真なしの「ダウンロード専用データ」の2種類をホームページに掲載する旨記載されているが、第19巻以降の巻については、「HP閲覧・部隊保存専用データ」は作成しておらず、ホームページにも「ダウンロード専用データ」のみを掲載している。

5 法5条該当性について

本件対象文書の不開示とした部分及び不開示とした理由は別表のとおりであり、法5条1号に該当する部分については、特定の個人を識別することができることから、法5条3号に該当する部分については、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれ、又は我が国と他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから不開示とした。

6 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

また、異議申立人は、「本件対象文書には部隊保存専用データ及び隊員個人で保存可能なデータの双方が存在する」として、そのいずれについても特定を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書には「ダウンロード専用データ」しか存在していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、異議申立人から開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (3) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------------|
| ① | 平成27年9月28日 | 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第584号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ | 同年10月27日 | 異議申立人から意見書を收受（同上） |
| ④ | 平成28年3月4日 | 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第211号） |
| ⑤ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ⑥ | 同月15日 | 審議（同上） |
| ⑦ | 同年4月4日 | 異議申立人から意見書を收受（同上） |
| ⑧ | 同年9月1日 | 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第528号） |

- ⑨ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑩ 同年10月4日 異議申立人から意見書を收受（同上）
- ⑪ 平成29年3月21日 本件対象文書の見分及び審議（平成27年（行情）諮問第584号，平成28年（行情）諮問第211号及び同第528号）
- ⑫ 同年4月14日 平成27年（行情）諮問第584号，平成28年（行情）諮問第211号及び同第528号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，陸上自衛隊の全国施設科部隊及び陸上自衛隊施設学校（以下「施設学校」という。）の主要な訓練成果を情報共有し施設科の発展充実を図ることを目的として，施設学校が発行している部内向けの文書である。

異議申立人は，原処分の取消し並びに本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録及び他の文書の特定を求めており，諮問庁は，本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，次のとおりであった。

ア 本件対象文書は，施設学校が保有しているPDF形式の電磁的記録であり，防衛省において，当該PDF形式以外に本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

イ 本件対象文書については，施設学校の担当者が施設学校の各部及び全国施設科部隊から将来の施設科部隊の編成・運用，装備品等に関する事項，訓練成果，国際貢献・災害派遣から得た教育事項等に係る情報を電子メール等で収集し，これを校正・編集し，表紙等を添付して電磁的記録を作成した上，紙媒体に印刷して原議とし，施設学校長の決裁を受けた後，当該電磁的記録をPDF形式の電磁的記録に変換し保存した。

ウ 施設学校は，上記イのPDF形式の電磁的記録について，陸上自衛隊内の情報共有のため，部内イントラネット上の掲示板へ掲載している。

本件開示請求を受け，掲示板へ掲載している上記のPDF形式の電磁的記録を特定したものである。

エ 施設学校の各部及び全国施設科部隊から電子メール等で収集した情報及びそれを校正・編集した電磁的記録については、本件対象文書の完成後は必要がないため廃棄した。

オ 本件対象文書には、「磨輝絆」19巻から寄稿者の紹介のため寄稿者の顔写真を掲載した「HP閲覧・部隊保存専用データ」と、隊員個人が保存可能な寄稿者の顔写真を掲載していない「ダウンロード専用データ」の2種類をホームページに掲載する旨の記載があるが、部隊からの要望が少なかったことから「HP閲覧・部隊保存専用データ」は作成しておらず、本件対象文書についても「ダウンロード専用データ」しか作成していない。

なお、本件対象文書においても当該記載が掲載されているのは編集の誤りによるものである。

(2) 本件対象文書については、寄稿者の顔写真が掲載されていないことについては諮問庁の上記(1)オの説明のとおりであり、本件対象文書の作成方法及び利用方法を踏まえると、PDF形式以外の電磁的記録及び他の文書は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 個人に関する情報

ア 自衛隊員等の写真の顔部分

別表の番号1欄に掲げる不開示部分のうち、文書2の37枚目を除く不開示部分は、自衛隊員等の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 自衛隊員の個人情報

文書2の37枚目の不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の生年月日、出身地及び経歴に関する情報が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分である氏名が既に開示されているため、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該

当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 陸上自衛隊の研究に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、施設学校の研究に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用構想が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 陸上自衛隊の組織編成に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の組織編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 陸上自衛隊の教育訓練に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の教育訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の能力及び練度等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 国際連合の細部組織に関する情報

別表の番号5欄に掲げる不開示部分には、国際連合南スーダンミッションの細部組織に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、当該ミッションの細部組織が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	9 4 枚目の顔写真	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる。
	文書 2	3 7 枚目の一部 5 9 枚目, 6 1 枚目, 6 4 枚目, 6 8 枚目, 7 1 枚目及び7 3 枚目の顔写真	
2	文書 1	1 3 枚目, 1 4 枚目及び4 3 枚目ないし5 0 枚目の一部	陸上自衛隊の研究に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の将来の運用構想が推察される。
	文書 2	7 2 枚目的一部分	
3	文書 1	1 5 枚目的一部分	陸上自衛隊の組織編成に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察される。
	文書 2	3 枚目ないし5 枚目的一部分	
4	文書 1	3 7 枚目ないし4 0 枚目的一部分	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の能力及び部隊運用が推察される。
	文書 2	2 2 枚目, 2 8 枚目, 4 4 枚目, 4 6 枚目, 4 7 枚目及び5 0 枚目ないし5 6 枚目的一部分	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の能力及び訓練練度が推察される。
5	文書 1	7 3 枚目的一部分	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国と当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。